

金利助成金の支払い手続き及びフロー図

- 利子助成を受けたい事業者は、**利子助成金交付申請書（別記様式第1号）**を食流機構に提出
- 食流機構は、事業者を登録助成対象者として登録のうえ、**利子助成通知書**を通知
- 登録助成対象者は、原則として「**4月分から6月分**」「**7月分から9月分**」「**10月分から12月分**」及び「**1月分から3月分**」に係る利子助成金請求額（以下「一定期間ごとの請求額」という。）をまとめ、それぞれ翌月の10日までに**利子助成金請求書（別記様式第3号）**を食流機構に提出するものとする（ただし、一定期間ごとの請求額の下限は1千円とする）。
- 食流機構は、利子助成金請求書の内容を確認し、適正であると認めるときは、原則として7月、10月、1月、5月の末日までに、登録助成事業者に対して必要な額を交付するものとする。

フロー図

